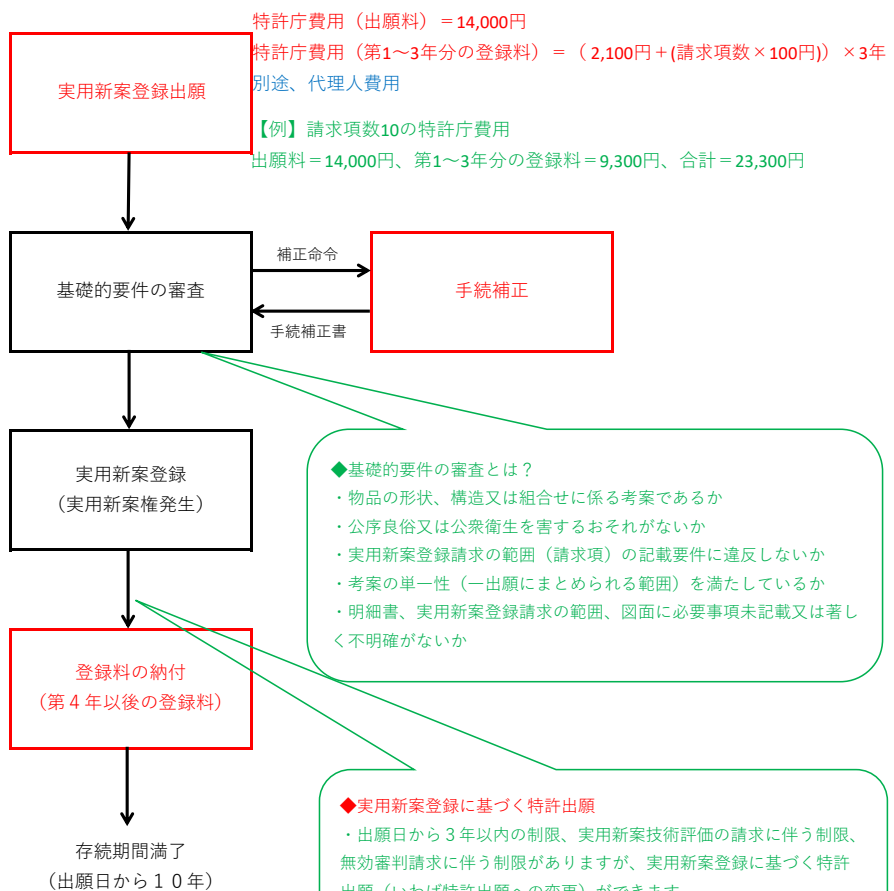


実用新案登録費用(実用新案の出願から登録までの費用)

◆典型的な流れと費用を示しています。
 ◆特許庁費用は、改定される場合があります。
 ◆特許庁費用は、軽減又は免除される場合があります。詳しくはお問合せください。
 ◆代理人費用(特許事務所の手数料)は、事務所により異なります。発生タイミングも事務所により異なる場合があります。
 ◆小山特許事務所の場合、一般的な費用は、ウェブサイトに掲載しております(koyamapat.jp)。打合せを通じてアイデアの内容を把握した上で、お見積りさせていただきます。それに納得いただけましたら、正式にご依頼の流れとなります。
 ◆請求項数10の場合を例示しています。
 ◆書面(紙)で手続される場合、手続にもよりますが、別途、電子化手数料が必要です。



特許庁費用 =
 第4~6年は毎年 6,100円 + (請求項数 × 300円)
 第7~10年は毎年 18,100円 + (請求項数 × 900円)
 別途、代理人費用
 【例】請求項数10の特許庁費用 =
 第4~6年は毎年9,100円
 第7~10年は毎年27,100円

実用新案技術評価の請求

特許庁費用 = 42,000円 + (請求項数 × 1,000円)
 別途、代理人費用
 【例】請求項数10の特許庁費用 = 52,000円

◆実用新案技術評価とは？

- ・権利の有効性の確認や第三者への警告等に必要実用新案技術評価書を取得するには、特許庁に実用新案技術評価の請求が必要です。
- ・実用新案登録は、実体的要件の審査を行わずになされるので、本来無効となるような権利が登録されることがあります。そこで、先行技術文献及びその先行技術文献からみた権利の有効性に関する客観的な判断材料を提供するための制度です。
- ・文献公知(インターネット上の開示も同様)による新規性、公知文献から見た進歩性、拡大先後願、先後願に関する評価がなされます。
- ・請求しなくても構いません。
- ・実用新案登録に基づく特許出願、及び登録後の訂正が制限されるので、請求に注意が必要です。

訂正の請求

特許庁費用 = 1,400円
 別途、代理人費用

◆実用新案権の訂正とは？

- ・実用新案登録後も、所定要件下、実用新案登録請求の範囲などを訂正できます。
- ・実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正は、最初の実用新案技術評価書の謄本送達日から2月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまで、全期間を通じて1回のみ可能です。
- ・請求項の削除を目的とする訂正は、原則として、いつでも何回でも可能です。